

《国民健康保険税の状況について》

【国民健康保険の課税】

世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主です。

区分	年度等	所得割率	均等割	課税限度額	対象
医療保険分	令和6年度	7.1%	32,000円	65万円	全加入者 (0～74歳)
	令和5年度	6.3%	30,000円		
後期高齢者支援金分	令和6年度	1.4%	11,000円	24万円	
	令和5年度			22万円	
介護保険分	変更なし	1.3%	12,000円	17万円	40～64歳

- ・所得割額とは、前年総所得金額等から基礎控除額^{※1}を控除し、所得割率を乗じた額です。
(※1 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円、2,400万円を超える場合は金額に応じて減少または適用されません。)
- ・均等割額とは、一人当たりの均等割に加入者数を乗じた額です。
- ・所得割額と均等割額の合計が課税限度額を超える場合は、課税限度額が保険税額になります。

◇所得の少ない世帯は負担が軽減されます

世帯の所得金額^{※2}が一定額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	年度等	軽減判定基準額の算出方法
7割	変更なし	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
5割	令和6年度	基礎控除額(43万円) + (29.5万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和5年度	基礎控除額(43万円) + (29万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
2割	令和6年度	基礎控除額(43万円) + (54.5万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和5年度	基礎控除額(43万円) + (53.5万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)

- ※2 所得金額とは、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した者）の前年総所得金額等を合計した金額です。
- ※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））を受ける方のことです。これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。
- ※4 加入者数には、特定同一世帯所属者を含みます。

【納付の方法】

◇特別徴収（年金からの天引き）

納付回数：年6回（年金の支払い月）

◇普通徴収（納付書や口座振替での納付）

納付回数：年8回（7月末から翌年2月末までの8回）

【当初課税基本資料】

6月末現在

		令和5年度	令和6年度	増減	
被保険者数	一般	2,757	2,620	△137	
	退職	0	0	0	
総所得金額(千円)		1,453,432	1,449,688	△3,744	
調定額(千円)		208,412	216,200	7,788	
世帯数	特徴	629	595	△34	
	普徴	現金	698	673	△25
		口座	701	679	△22
	合計※1	2,028	1,947	△81	

※1：併徴者を含んでいるため、二重で計上している世帯があります。

【国民健康保険税の減免】

《令和5年度申請分》

- ・減免申請件数 14世帯
- ・減免決定件数 14世帯
- ・減免額 174,200円

内訳

収入減

- ・減免申請件数 2世帯
- ・減免決定件数 2世帯
- ・減免額 2,900円

旧被扶養者

- ・減免申請件数 12世帯
- ・減免決定件数 12世帯
- ・減免額 171,300円